

船体検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

船体検査に関する事項

改正理由

IACS において、就航後の船体検査に関する要件を規定する IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズの一部改正が 2013 年 5 月及び 6 月に採択された。同改正では、一般乾貨物船の定義から除外される船舶について見直しが行われるとともに、同シリーズ内における要件の整合を図るべく、船体構造を検査する際の安全な接近方法及び船長の立会いのもと行われる貨物タンクの圧力試験の取扱いについて明確化が行われた。また、閉囲区画への安全な交通に関する IACS 統一手順 No.37 の制定に伴い、UR Z10 シリーズにおいて救命用及び非常用対応装置として用いる呼吸具等に関する要件が新たに規定された。

今般、改正された IACS 統一規則 Z7(Rev.20), Z7.1(Rev.9), Z10.1(Rev.20), Z10.2(Rev.30), Z10.3(Rev.15), Z10.4(Rev.11), Z10.5(Rev.13)に基づき、関連規定を改めた。併せて、タンカー及び危険化学品ばら積船の精密検査の対象部材について、要件の明確化として、二重船側構造の船舶とそれ以外の船舶のそれぞれを別表とするよう改めた。また、精密検査及び板厚計測の要件について、一部適用を明確化するとともに、IACS 統一規則及び 2011 ESP コードとの整合を行った。

改正内容

- (1) 一般乾貨物船の定義において、定義から除外される船舶の内、「専ら製材（原木を除く）を運搬する船」を削除した。
- (2) 自蔵式呼吸具及び／又はその他の装置を救命用及び非常用対応装置として用いる場合、検査対象箇所構造に適した装置とすることを推奨する旨規定した。
- (3) 構造部材の精密検査において、ばら積貨物船の倉内肋骨に加えて、ばら積貨物船の他の構造部材及び他の船種の各種構造部材についても、検査上必要な程度まで安全に近づくための設備として、チェリーピッカー等の油圧式アーム付車両が含まれることを明記した。
- (4) タンカー及び危険化学品ばら積船において、船長の立会いのもと行われる貨物タンクの圧力試験を定期検査の圧力試験とみなすための取扱いを改めた。
- (5) タンカー及び危険化学品ばら積船の精密検査の対象部材について、二重船側構造の船舶とそれ以外の船舶のそれぞれを別表とするよう改めた。
- (6) 精密検査及び板厚計測の要件について、一部適用を明確化するとともに、IACS 統一規則及び 2011 ESP コードと整合させるよう改めた。